

石巻市 燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、令和4年11月15日に燈の守り人製作委員会から石巻市へ使用権を贈呈された灯台擬人化キャラクター、燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」の別図イラスト及びセットロゴデザインの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) キャラクター 石巻市が「海と灯台のまち」として灯台を通じて更なる人口交流を拡大できるよう、まちづくりに寄与することを目的として認定された、灯台の擬人化キャラクター「大須崎灯台」「金華山灯台」とそのものがたり、及び灯台ごとに作られたマークをいう。
- (2) セットロゴ 「燈の守り人」ロゴデザインと、「海と日本 PROJECT」のロゴデザインがセットになったロゴデザインのこと。
- (3) 利用対象物 キャラクター及びセットロゴを利用してパッケージやデザイン等を作成したもののことをいう。

(キャラクターの利用に関する権利)

第3条 石巻市（以下「市」という。）は、キャラクター及びセットロゴを利用する権利を有する。

(利用許諾の申請)

第4条 キャラクター及びセットロゴを利用しようとする者は、燈の守り人製作委員会が定める「燈の守り人」キャラクター利用規程、キャラクター活用イメージガイドライン及びこの規程に定める事項を遵守し、あらかじめ石巻市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 市は、次の号のいずれかに該当する、前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）の利用を承認することができる。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内の商店会・事業者団体に参加している者によるグループ・団体等
- (3) 市内に事業所を有する事業者
- (4) 市内に所在する農業団体、漁業団体及び特定非営利活動法人
- (5) その他、市内に住所を有しており市長が特に認める者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、申請を認められない。

- (1) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする者
- (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (4) その他適当でないと市長が判断する者

4 申請者は、燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用許諾申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクター及びセットロゴを利用する対象物がわかる完成見本・イメージ（デザインラフ・レイアウト原稿等）
- (2) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
- (3) その他、市長が必要と認める書類

5 キャラクターの利用に際しては、どの灯台の擬人化であるかが分かるよう灯台名を明記し、且つセットロゴと一緒に掲載することを原則とする。ただし、スペースの都合上、セットロゴを掲載することが物理的に困難な場合に限り、事前に市の承認を得たうえで、セットロゴを使わずに「公益財団法人 日本財団 海と日本PROJECT 海と灯台プロジェクト 燈の守り人」の文字情報を掲載することを代替手段とすることができる。

（利用の許諾）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を行ったときは、燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、必要があると判断した場合には、申請されたデザイン等の修正を含め、又はキャラクター及びセットロゴの利用方法等について条件を付して許諾を行うことができる。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を行わないものとする。

- (1) 市もしくは燈の守り人製作委員会の信用や品位を害すると認められるとき
- (2) 市が「海と灯台のまち」として灯台を通じて更なる人口交流を拡大できるようまちづくりに寄与するというキャラクターの主旨に反する恐れがあるとき
- (3) 立体物の場合は、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき
- (4) 政治活動、宗教活動及び反社会的活動に使用すると認められるとき
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのあるとき
- (6) 不当な利益を得るために利用される恐れのあるとき
- (7) 市もしくは燈の守り人製作委員会の事業またはその関連事業を推進するうえで支障となる恐れがあるとき
- (8) キャラクターの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用しない恐れがあるとき
- (9) キャラクター及びセットロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (10) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (11) その他、許可することが不適当と認められるとき

5 市長は、利用を許諾しない場合は、燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラク

ター・セットロゴデザイン利用不許諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（利用許諾の期間）

第6条 キャラクター及びセットロゴの利用許諾の期間は、利用許諾の日から1年以内とする。

2 前項の期間満了後においても、引き続き利用しようとするときは、改めて第3条の規定による利用許諾申請を行い、利用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、利用者は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、利用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続きキャラクター及びセットロゴを利用することができるものとする。

（利用上の遵守事項）

第7条 第5条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター及びセットロゴの利用が第1条に規定する目的の範囲内にあることに留意し、その趣旨を損なわないように利用すること。
- (2) 申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
- (3) キャラクターを利用する際は、「燈の守り人」プロジェクトと無関係な他作品のキャラクターと同じ紙面上に掲載しない等、「燈の守り人」プロジェクト及びキャラクターの世界観を損なわないようにすること。
- (4) 利用対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等、キャラクター及びセットロゴの使用状況が確認できるものを提出すること。なお、市は当該完成品の写真等を告知のため広報に用いることができるものとする。
- (5) 商用利用の場合、利用者は、市が利用対象物の売上調査その他の照会を行った際には必ず応じること。
- (6) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (7) キャラクター及びセットロゴの利用を中止する場合は、燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用中止届（様式第4号）を提出すること。

（許諾内容の変更）

第8条 利用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は前項に規定する燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、利用者へ燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用変更許諾通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用許諾の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し利用対象物の回収等の措置を求めることができるものとし、利用者は、利用許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から当該利用対象物を利用することができないものとする。

- (1) 利用者が本規程に違反したとき
- (2) 利用者が第4条第3項で掲げた各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (4) 第5条第4項で掲げた各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (5) その他キャラクター及びセットロゴの利用継続が不適当であると認められたとき

2 市長は、利用者にキャラクター及びセットロゴの利用状況等について報告を求め、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第10条 この規程による利用許諾は、利用者がキャラクター及びセットロゴを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について市が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 利用申請又は利用の実施に係る経費等の負担は全て利用者の負担とし、市は一切の負担を負わないものとする。

（損失補償等の責任）

第12条 利用者が利用許諾を受けた対象物を利用したこと、又は利用許諾を取り消されたことに起因し、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負い、市長は、その損害賠償等について一切の責任を負わないものとする。

3 利用者は、キャラクター及びセットロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第13条 市長は、キャラクター及びセットロゴの適正な管理及び利用促進の観点から、利用許諾及び利用許諾の取消し等の情報について、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、公開することができる。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、石巻市産業部内観光振興担当課が行う。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクター及びセットロゴの利用に際し市が利用許諾を判断する範囲で必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別図イラスト

(図1)



(図2)



(図1) 燈の守り人「大須崎灯台」キャラクター

(図2) 燈の守り人「金華山灯台」キャラクター

(図3)



(図3) セットロゴデザイン (横)

(図4)



(図4) セットロゴデザイン (縦)

様式第 1 号（第 3 条関係）

燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン
利用許可申請書

年 月 日

観光課長（あて）

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

電話番号
（担当者名 ）

石巻市 燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用
規程第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、利用にあたっては「燈の守り
人」キャラクター利用規程及び燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台キャラクター」・セッ
トロゴデザイン利用規程を遵守することに同意いたします。

利 用 物 (利用したいものに ☑)	☐ 「大須崎灯台」キャラクター ☐ 「金華山灯台」キャラクター ☐ 「燈の守り人」・「海と日本プロジェクト」セットロゴ	
利用目的		1 営利を目的とする 2 営利を目的としない
利用方法	※具体的に記入してください。使用方法がわかる図等もあわせて添付のこと。	
利用期間		
利用場所 (利用箇所等)		
添付書類		

様式第2号・第3号（第5条関係）

燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン
使用許可・不許可通知書

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

年 月 日付けで申請のあったイラストの使用について、石巻市 燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用規程第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

観光課長

記

利用の可否	許可 ・ 不許可	
許可番号	第 号	
利 用 物	・「大須崎灯台」キャラクター ・「金華山灯台」キャラクター ・セットロゴ	
利用目的		1 営利を目的とする 2 営利を目的としない
利用方法		
利用期間		
利用場所 (利用個所等)		
不許可の場合の理由		
備考		

様式第4号（第7条関係）

燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン
利用中止届

年 月 日

観光課長（あて）

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

電話番号
（担当者名 ）

年 月 日付け第 号で許諾のあった内容について、下記のとおり利用を中止しますので、石巻市燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用規程第7条第6項の規定により提出します。

許可番号	第 号
中止理由	

様式第5号（第8条関係）

燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン
利用内容変更許可申請書

年 月 日

観光課長（あて）

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

電話番号
（担当者名 ）

年 月 日付け第 号で許諾のあった内容について、下記のとおり変更したので、石巻市燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用規程第8条第1項の規定により申請します。

許可番号		第 号
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	

様式第 6 号（第 8 条関係）

燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン
利用内容変更許可・不許可通知書

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者名

年 月 日付けで申請のあったイラストの利用内容変更について、石巻市
燈の守り人「大須崎灯台」「金華山灯台」キャラクター・セットロゴデザイン利用規程第 8
条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

観光課長

記

利用内容変更の可否		許可 ・ 不許可
許可番号		第 号
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
不許可の場合の理由		